

第 5 章 環境影響評価を実施しようとする地域

環境影響評価を実施しようとする地域は、「滋賀県環境影響評価技術指針」第 16 条第 2 項に基づき表 5-1-1 の考え方を基本とし、図 5-1-1 に示す半径 1.6km の範囲内にある草津市馬場町、岡本町、山寺町、青地町、追分町、若草一丁目～八丁目、野路東一丁目、大津市青山一丁目～八丁目、桐生一丁目～三丁目、松が丘一丁目～二丁目、松が丘四丁目、平野二丁目～三丁目、上田上桐生町、上田上平野町、栗東市荒張とする。

表 5-1-1 環境影響評価を実施しようとする地域の設定の考え方

①事業予定地から 1km の範囲内の区域

②煙突排ガスの影響範囲（事業予定地から 1.6km の範囲内の区域）：煙突から排出される大気汚染物質の最大着地濃度の現れる地点までの距離の 2 倍の範囲を基本としつつ、さらに安全側を考慮した 2.5 倍の範囲。

技術指針第 16 条第 2 項では「重油換算燃料使用量が 3kL/時以上の場合にあっては最大着地濃度の現れる地点までの距離の 2 倍に相当する距離の範囲内にある区域」と規定している（「」内は規定の要旨）。

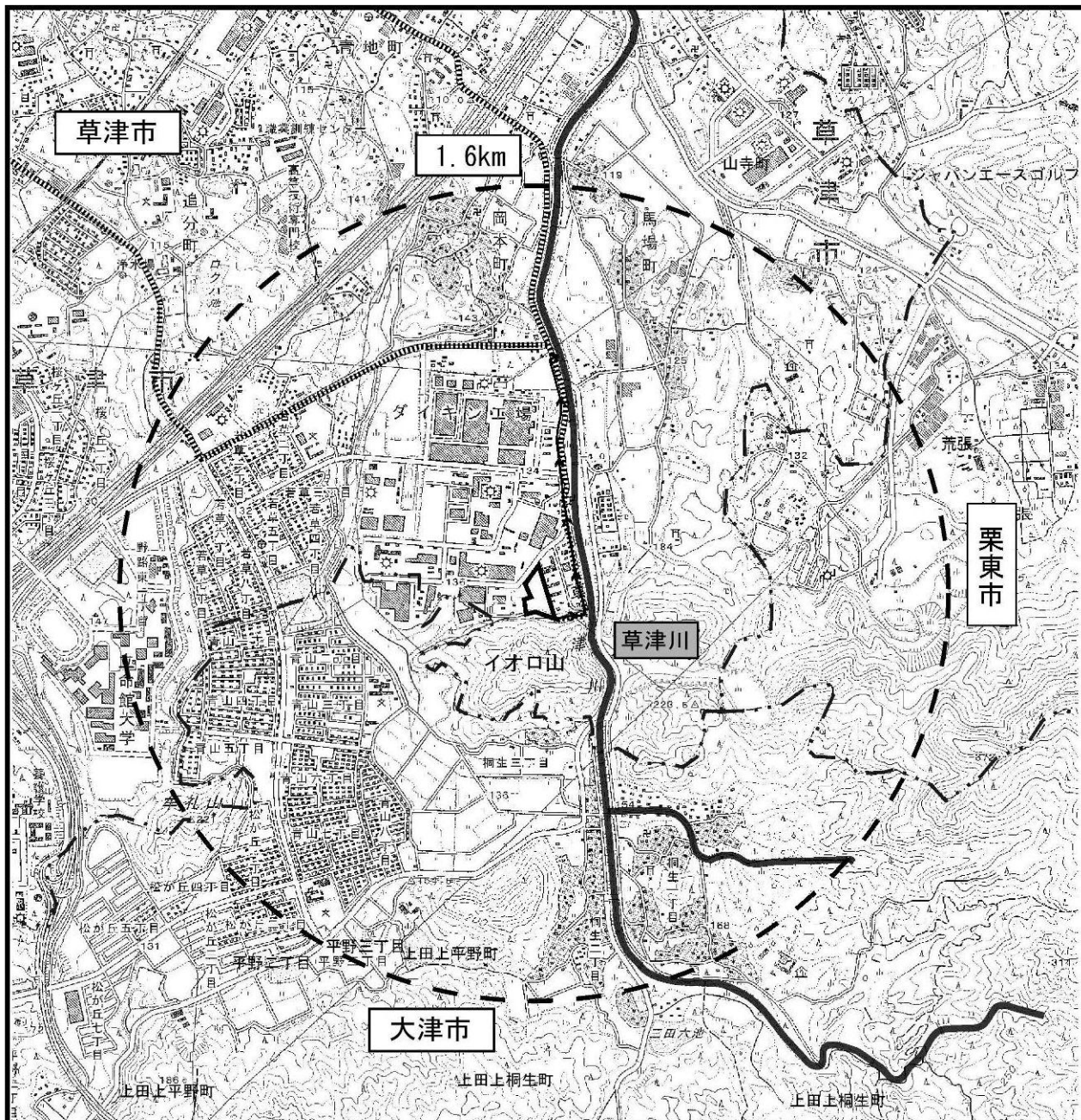
本施設の重油換算燃料使用量は、この地域設定の考え方をを用いる基準（3kL/時）には満たないが、この考え方を参考にして、以下の試算結果を基に 2 倍の範囲を基本としつつ、地形条件等による変化の可能性を考慮して設定したものである。

・事業予定地に近い草津局（一般環境大気測定局）の平成 17 年度～21 年度（5 年間）の風向・風速のデータ^{注）}、及び同年度の彦根地方気象台の日射量及び雲量（以上、気象データ）と計画施設の煙突排ガス諸元を基に大気質濃度の年平均値を試算（長期予測）すると、煙突から約 590m～620m 離れた地点に最大着地濃度の出現が推定される。

試算結果は、事業予定地の南側にイオロ山が存在する等の地形条件を加味したものではないため、事業予定地における風速を用いた場合には最大着地濃度の出現地点の距離が長くなる可能性もある。このため、最大着地濃度出現地点の距離の 2.5 倍程度の範囲を取れば、充分安全側の設定であると考えたものである。

③事業予定地からの雨水放流先の水路が草津川と合流するまでの範囲。なお、施設からの汚水については処理後、公共下水へ放流する。

注）草津局の風向・風速データは、滋賀県琵琶湖環境科学センターから提供を受けた測定データである。



凡例

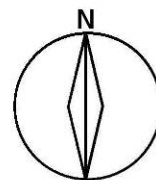
: 事業予定地

----- : 市界

———— : 主要な河川

→→→ : 排水経路

..... : 搬入ルート



1 : 25,000

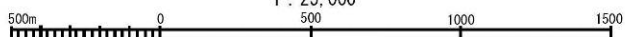


図 5-1-1 環境影響評価を実施しようとする地域